保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート 調査システムの開発:「Voice Bridges Project」

松本 俊彦1. 高野 歩1,2. 熊倉 宇佐美 貴七1,4 伴 恵理子1,5 窪田

(要旨)

われわれは、保護観察対象となった薬物事犯者を精神保健福祉センターにおいて追跡して 転帰を調査するとともに、保護観察から地域支援へのシームレスなつながりを高めるシステ ムを構築するというアクション・リサーチを実施している。本研究は、2017年3月より当初4 つの地域で開始されたが、漸次、対象地域が拡大し、2018年12月時点で11の地域で実施され ている。本稿では、その方法の詳細、ならびに、2018年12月末時点での中間的な成果を報告 するとともに、薬物依存症地域支援の課題について若干の考察を行った。

本研究の中間的な結果からは、保護観察対象者は保護観察開始からの時間経過に伴って再 使用者率が高まるにもかかわらず、薬物依存症に対する支援ニーズを失い、回復プログラム から遠ざかり、そして新たに社会資源につながることもない、という実態が明らかにされた。 その一方で、本研究では、精神保健福祉センターは情報収集をかねて直接支援を提供するこ とで、数少ないつながりを作る社会資源として機能し、保護観察対象者の転帰に好ましい影 響を与える可能性が示唆された。

本研究は、今後、対象地域を拡大してさらに継続され、最終的には、国内全域に拡充し、 薬物依存症者の地域支援に貢献することを目指している。

I はじめに

2016年6月に「刑の一部執行猶予制度」が 導入され、わが国の薬物依存症支援が施設 内処遇から社会内処遇に舵を切り始める端 緒が開かれた。このような流れのなかで. 刑の一部執行猶予制度施行に先立つ2015年 11月には、法務省保護局・矯正局と厚生労 働省社会・援護局障害保健福祉部との連名 による「薬物依存のある刑務所出所者等の支 援に関する地域連携ガイドライン | ⁷が公表

- 1 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部
- 2 東京医科歯科大学 精神保健看護学分野
- 3 東京大学 大学院医学系研究科 精神保健学分野
- 4 国立精神・神経医療研究センター病院 第一精神診療部
- 5 東京大学大学院教育学研究科
- 6 横浜市立大学医学部臨床統計学
- 7 法務省保護局, 法務省矯正局, 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部: 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関 する地域連携ガイドライン. 2015年11月24日 http://www.moj.go.jp/content/001164749.pdf

された。このガイドラインが画期的なのは、 本文中で薬物依存症が病気であることが明 記され、保護観察から地域支援へのシーム レスなつなぎの重要性が強調されている点 である。

しかし現状では、保護観察から地域支援 をつなぐ制度的なシステムは存在せず 地 域支援へのつなぎはあくまでも保護観察官 や保護司の個々の働きかけに委ねられてお り、再犯防止や地域支援へのアクセス向上 に効果的な方法に関する基礎的データも存 在しない。ただ、われわれがこれまで地域 の医療機関で実践してきた臨床経験を踏ま えれば、保護観察終了後こそが再使用のリ スクが高まる時期であり、 そうしたリスク を低減するには. 保護観察の開始時点から 地域の支援者が積極的に保護観察対象者に かかわる仕組みが必要であると考えられる。 そのようなシステムが存在すれば、対象者 が保護観察期間中から地域の支援者と信頼 関係を築くことができ、保護観察終了後に も地域支援につながる可能性が高いと予想 される。たとえ保護観察終了後に地域の支 援者との関係性が途切れたとしても、薬物 の再使用があった際には、逮捕される前に 地域支援者にアクセスできる者は増えるは ずである。

このような問題意識からわれわれは、保 護観察と地域の薬物依存症からの回復に資 する資源との橋渡しをしながら、保護観察 の対象となった薬物事犯者の長期転帰を調 査する、「Voice Bridges Project(以下VBP:「声」の架け橋プロジェクト)」を計画し、2017年3月より開始している。

このプロジェクトは、各地域で保護観察 対象となった薬物事犯者を,精神保健福祉 センターにおいて追跡し、情報収集を行う コホート研究であるが、単にそれだけには とどまらない。保護観察所と精神保健福祉 センターの間の支援のための連携を構築し. そこからさらに保護観察対象者が医療機関 やダルク. 自助グループなど. 本人のニー ズに沿った支援機関へとつながることを促 進するという点で、支援事業としての側面 もある。つまり、コホート研究として情報 収集する枠組みを利用しながら、保護観察 対象者が地域の支援者と接触する機会を作 るとともに. 保護観察所と精神保健福祉セ ンターの職員が顔を合わせ、調査と支援の 連携について話し合う機会を重ねる機会を 増やすことを意図した. いわばアクション・ リサーチである。

本論文では、すでに既報のVBP報告書⁸の一部から、対象者の追跡状況と1年後の状況、ならびに、保護観察対象者全体における本研究同意者の位置づけに関する解析を抜粋して報告し、薬物依存症者地域支援の課題について考察を行いたい。

Ⅱ 方法

1. 研究デザイン

本研究では、規制薬物の使用・所持・譲

⁸ 松本俊彦: 保護観察の対象となった薬物依存症者のコホート調査システムの開発とその転帰に関する研究. 厚生労働科学研究費補助金 障害者政策総合研究事業 (精神障害分野)刑の一部執行猶予下における薬物依存者の地域支援に関する政策研究(研究代表者松本俊彦) 平成30年度総括・分担研究報告書: 15-57, 2019年.

渡の罪で起訴され保護観察の対象となった 者を3年間追跡するコホート研究のデザイ ンを採用した。情報収集は、1年目は3か 月おきに計4回、2年目・3年目は半年お きに計2回実施し、計8回の調査を行う計 画とした。調査期間中に、対象者が再犯な どの理由から仮釈放又は刑の執行猶予が取 消しとなった場合、死亡した場合、精神保 健福祉センターの管轄地域外に転居した場 合. 2回連続して調査が実施できなかった 場合(1年目6か月間、2・3年目1年間追 跡不能となった場合)は、打ち切りとした。 本報告書における調査期間は、2017年3月 1日から2018年12月末であった。

2. 対象

本研究の対象候補者は、調査実施地域に おける成人の保護観察対象者で、指標犯罪 が規制薬物の使用・所持・譲渡である者で あった。対象候補者のうち、所定の手続き で登録申請書を精神保健福祉センターに郵 送し、精神保健福祉センターにおいて研究 説明を受け、書面にて研究参加に同意した 者を本研究の対象者とした。

3. 調查実施地域

2017年3月のプロジェクト開始時点から 2018年12月末までの間に本プロジェクトに 参加したのは、精神保健福祉センター管轄 11地域(保護観察所管轄8地域)であった。 2017年3月のプロジェクト開始時点では. 東京都多摩地区, 川崎市, 神奈川県, 福岡 市が参加し、2017年12月より東京都23区、 2019年4月より栃木県,2019年6月より相 模原市、広島県、三重県、2019年7月より 北九州市が加わった。

4. 実施手順

研究対象候補者のリクルートは保護観察 所にて実施した。保護観察開始から薬物再 乱用防止プログラム (コアプログラム) 受講 修了までのあいだ(約3か月間)に、保護観 察官が調査の概要を説明し、登録申請書、 ならびに精神保健福祉センターのパンフ レットを渡した。そして研究参加希望者は. 登録申請書を精神保健福祉センターに郵送 した。

登録申請書を受け取った精神保健福祉セ ンター職員は、登録申請書に記載された電 話番号に電話をかけ、研究説明と初回調査 のための来所日を調整した。初回調査に来 所した候補者に対し、研究説明、同意取得 を行った。

初回調査は対面調査とし、2回目以降の 調査は原則電話で実施した。本人から対面 調査の希望があった場合は、精神保健福祉 センターや対象者の自宅等で調査を行った。 調査の際に本人からの支援ニーズがあった 場合には、調査に加えて精神保健福祉セン ターとしての通常の相談支援業務も並行し て実施した。

対面または電話調査で収集した調査結果 は、精神保健福祉センター職員が調査専用 ウェブシステムに入力した。各精神保健福 祉センターに調査専用ウェブシステムにの み接続可能な専用タブレットを貸与し.調 **査担当職員にアクセス権限を付与した。ウェ** ブシステムへのアクセスは、ログイン管理 (各担当職員のIDとパスワード)とし、通信 やデータベース管理には暗号化・難読化・ 匿名化を用い、不正アクセスや情報漏えい 対策を万全に実施した。

このウェブシステムでは、研究者や精神保健福祉センター職員それぞれにおいて操作権限が異なり、精神保健福祉センター職員は自機関以外のデータを閲覧・編集できない仕組みとなっている。また、研究者は研究用IDが付与され匿名化された全対象者のデータをダウンロードし分析を行った。

5. 調查項目

初回調査と1年おきの調査では、人口動態的変数、学歴、犯罪歴(逮捕歴・矯正施設入所歴)、アルコール・薬物依存症の家族歴、薬物依存症に対する治療歴、治療プログラム利用有無と種類、自殺念慮・自殺企図(生涯・過去1年)、保護観察の種類(全部執行猶予、仮釈放、一部執行猶予)、薬物のことも含めて相談できる人の有無と種類、困りごとや悩み事の有無と種類、逮捕時における薬物問題の重症度(日本語版DAST-20得点)9、QOLを調査した。

2回目以降の調査では、前回の調査から 調査時点までの薬物使用の有無、治療プログラム利用有無と種類、住居、同居者、婚姻状況、就労状況、自殺念慮・自殺企図、薬物のことも含めて相談できる人の有無と種類、困りごとや悩み事の有無と種類、QOLを調査した。

6. 保護観察対象者全体との比較

本調査対象者は保護観察対象者の一部に すぎず、その偏りの程度を明らかにするに は、保護観察対象者全体と本調査対象者と の比較が必須である。 そこで、法務省保護局観察課より、本調査実施地域の保護観察対象者全員のデータを個人が特定されない形で提供してもらい、本調査に参加した者と参加しなかった者における特徴の比較を行った。項目は、本研究への同意有無、保護観察開始時の年齢、性別、保護観察の種類、保護観察終了時の転帰であった。また、2017年時点でプロジェクトに参加していた地域(東京都多摩地区、川崎市、神奈川県、福岡市)における保護観察終了時の転帰を提供してもらい、全国における保護観察終了時の転帰に関する既存データとの比較を行った。

7. 解析方法

本研究における主要な解析として以下の3つを行った。まず、初回調査時の参加者の特徴、時点ごとの薬物使用状況、調査開始時点と1年後調査時点における対象者の特徴を記述統計により集計した。次いで、QOLを調査開始時と1年後時点において、t検定またはカイ二乗検定にて比較した。最後に、2回目調査への回答が得られた者を対象に、何らかの薬物の再使用を「イベント発生」と定義したカプランマイヤー解析を行い、調査期間における累積生存率、生存時間の推定中央値を算出した。

それから、地域の精神保健福祉センターが本研究に参加することの間接的影響を推測するための傍証を得ることを目的として、以下の2つの追加解析を行った。1つは、法務省保護局観察課より提供されたデータを用いて、研究同意者と非同意者の2群間

⁹ 嶋根卓也, 今村顕史, 池田和子, 山本政弘, 辻麻理子, 長与由紀子, 大久保猛, 太田実男, 神田博之, 岡崎重人, 大江昌夫, 松本俊彦: DAST-20日本語版の信頼性・妥当性の検討, 日本アルコール・薬物医学会雑誌 50: 310-324, 2015年.

における, 年齢, 性別, 保護観察の種類, 保護観察終了時の転帰の差をt検定またはカ イ二乗検定を用いて比較をする. というも のである。そしてもう1つは、『平成29年保 護統計年報』「保護観察終了者の終了事由・ 終了時状況別罪名及び非行名 から保護観察 終了時の転帰を集計し、提供されたプロジェ クト実施地域における保護観察終了時の転 帰を比較する. というものである。

8. 倫理的配慮

本研究は、国立精神・神経医療研究セン ターと法務省保護局観察課との協定締結の もと. 国立精神・神経医療研究センター倫 理委員会による承認を受け実施した。

なお、本研究への正式な参加有無を保護 観察所が把握する必要から、正式同意者(調 査対象者)の氏名のみ各精神保健福祉セン ターから各保護観察所に伝えることとした が、それ以外の情報、特に薬物使用状況に 関する情報については、原則として守秘義 務が優先され、保護観察所に伝えられるこ とがないように、国立精神・神経医療研究 センターと法務省保護局観察課との協定に おいて取り決めた。また、ウェブシステム開 発を委託した企業と「システム開発者はデー タを利用しない」という契約書を交わした。

Ⅲ 結果

1. 調查実施状況

各精神保健福祉センターにおける登録申 請者数を表1に示す。2017年3月から2018 年12月末までに、273名の保護観察対象者か らの登録申請書が各精神保健福祉センター に送られた。そのうち、209名(76.6%)から 正式同意が得られ、初回面接を行った。

調査対象者209名の平均年齢は45.3歳(標 準偏差10.1) であり、男性は159名(76.1%)。 女性は50名(23.9%)であった。保護観察の 種類の内訳としては、「全部執行猶予」が18名 (8.6%). 「仮釈放 |が141名(67.5%). 「刑の一部 執行猶予のみ |が15名(7.2%). 「仮釈放の後に 刑の一部執行猶予に移行 | が35名 (16.7%) で あった。保護観察にあたって「禁酒 |を遵守 事項に盛り込まれていた者は53名(25.4%)で あった。

また、主たる使用薬物としては、覚せい 剤が199名(95.2%)、大麻が4名(1.9%)、そ の他の違法薬物が2名(1.0%)、危険ドラッ グが1名(0.5%), 処方薬が1名(0.5%), 多 剤が1名(0.5%). その他(シンナー)が1名 (0.5%) であった。

逮捕時におけるDAST-20得点⁹は、平均 値が11.2(標準偏差4.2)であり、Low(0.5)

表1 各精神保健福祉センターにおける登録申請数 (2018年12月末時点)

	(20104	-12/7,	不时示
		N	%
1	広島県立総合精神保健福祉センター	30	11.0
2	三重県こころの健康センター	6	2.2
3	神奈川県精神保健福祉センター	18	6.6
4	川崎市精神保健福祉センター	18	6.6
5	相模原市精神保健福祉センター	3	1.1
6	東京都立精神保健福祉センター	30	11.0
7	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	16	5.9
8	東京都立中部総合精神保健福祉センター	24	8.8
9	栃木県精神保健福祉センター	11	4.0
10	福岡市精神保健福祉センター	57	20.9
11	北九州市立精神保健福祉センター	8	2.9
	取り消し(初回面接実施せず)	51	18.7
	同意撤回	1	0.4
	登録申請合計	273	100.0

が23名 (8.5%), Intermediate (6-10) が60名 (22.0%), Substantial (11-15) が95名 (34.8%), Severe (16-20) が31名 (11.4%) であった。

表2に各調査時点における調査の実施状況を示す。2018年12月末時点で各調査の回答割合(調査該当者における調査回答者の割合)は、73.2%~87.7%であり、調査開始から1年経過した後も約8割の者が調査に回答していた。一方で、調査実施中である209名のうち1年後調査に該当した者は12.9%で、調査を開始して1年以内の者が8割程度であった。

表3に各調査時点における薬物再使用状況を示す。何らかの薬物の再使用があった者は、3か月後調査に回答した者135名の

うち8名(5.9%), 6か月後調査に回答した 者78名のうち8名(10.3%), 9か月後調査に 回答した者52名のうち3名(5.8%), 1年後 調査に回答した者23名のうち3名(13.0%), 1年半後調査に回答した者5名のうち5名 (100.0%)であった。使用薬物の内訳は, 不 明の者が一部存在したため正確な結果では ないが, 覚せい剤がどの時点においても半 数程度を占め, それ以外は処方薬や市販薬 の乱用であった。

図1にカプランマイヤー解析の結果を示す。1年半後の再使用率が100.0%であったため、1年半後時点で累積生存率がゼロとなっていた。生存時間の推定中央値は、540日(95%信頼区間:377.7-702.3)であった。

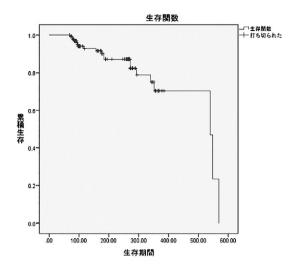
表り	調査実施状況(2018	在12日末時占	正式同音去200名)
100 Z	神且天池仏ル(2010	14日不时尽,	正以iii 总包2020/

	T2	T3	T4	T5	T6	T7
	3 か月後調査	6 か月後調査	9 か月後調査	1 年後調査	1 年半後調査	2 年後調査
該当者	154	106	71	27	6	0
実施者	135	78	52	23	5	0
各調査実施割合 (調査実施者/調査該当者)	87.7%	73.6%	73.2%	85.2%	83.3%	
調查該当割合 (調查該当者 / 正式同意者)	73.7%	50.7%	34.0%	12.9%	2.9%	
調査実現割合 (調査実施者/正式同意者)	64.6%	37.3%	24.9%	11.0%	2.4%	

表 3 薬物再使用状況(2018年12月末時点,正式同意者209名)

	T1-T2	,	T2-T3		T3-T4		T4-T5	i	T5-T	
	開始~	3か月	3~ 6 %	か月	6~9 か	' 月	9~12	か月	12~1	8 か月
n	135		78		52		23		5	
使用あり	8	5.9%		0.0%	3	5.8%	3	13.0%	5	100.0%
覚せい剤	4	3.0%	3	3.8%	1	1.9%	1	4.3%	-	-
大麻	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	-	-
違法薬物	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	-	-
危険ドラッグ	0	0.0%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	-	-
処方薬	3	2.2%	3	3.8%	1	1.9%	0	0.0%	-	-
市販薬	1	0.7%	2	2.6%	0	0.0%	1	4.3%	-	-
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	-	-

図1 調査開始から1年半後までの薬物再使用 (カプランマイヤー解析)



イベントの定義:何らかの薬物の使用あり 母数:3か月後調査に回答があった者(N=135)

生存時間の推定中央値:540日(95%信頼区間:377.7-702.3)

2.1年後調查結果

表4~8に1年後調査に回答した23名 における初回調査時と調査開始から1年後 時点における属性、相談相手、困りごと・ 悩み事、QOLの結果を示す。平均年齢は、 39.4歳 (標準偏差12.5) であり、全調査対象者 の平均(45.3歳)よりも若い傾向にあった。住 居, 同居者, 婚姻状況は, 初回調査時とほ ぼ同じ割合であったが、 就労状況は週4日 以上働いている者が47.8%から56.5%に、週 4日未満働いている者が4.3%から17.4%にそ れぞれ増加し、一方で無職の者が47.8%から 21.7%に減少した。社会保障制度を利用して いる者が21.7%から39.1%に増加した。内訳 として、生活保護が17.4%から26.1%に、自 立支援医療が13.0%から26.1%に、年金が0.0% から8.7%に増加した。治療中の身体疾患ま たは精神疾患がある者の割合は同程度で あった。過去1年に自殺念慮・企図がなかっ

た者が、43.5%から91.3%に増加した。保護 観察の種類が「仮釈放 | であった者が約7割 を占め、1年後の時点で保護観察を終了し た者が78.3%であった。治療プログラムを受 けている者が、73.9%から39.1%に減少した。 内訳として. 司法関連機関のプログラムを 受けている者が65.2%から13.0%に減少し. 一方で精神保健福祉センターのプログラム を受けている者が0.0%から8.7%に増加した。

薬物のことも含め相談できる相手がいる と回答した者は約8割で、初回調査時と1 年後で同程度あった。相談相手の内訳とし て、保護観察官が26.1%から4.3%に、保護司 が39.1%から8.7%にそれぞれ減少し、一方で 保健機関関係者が0.0%から8.7%に増加した。 困りごと・悩み事があると回答した者は. 30.4%から43.5%に増加した。1年後の困り ごと・悩み事の内訳として, 経済的問題が 26.1%と最も多く、次いで自分の健康、仕事 のことがそれぞれ17.4%であった。薬物のこ とは、21.7%から0.0%に減少した。2時点に おけるQOLに関する2項目の得点に有意差 は見られなかった。

3. 保護観察者全体との比較

表9に、調査実施地域において本研究に 同意した群と同意しなかった群の2群間で 属性. 保護観察の種類. 保護観察終了時の 転帰を比較した結果を示す。全保護観察対 象者1.018名のうち、本研究に同意した者は 225名 (22.1%) であった。2018年12月末時点 における初回調査実施者は209名であったた め、225名のうち16名は初回調査をこれから 実施する者と考えられた。

年齢は、同意群45.7歳 (標準偏差10.0)、非

表4 1年後調査実施者の属性(N=23)

		登録	录時	1 1	F後
		N/Mean	%/SD	N/Mean	%/SD
年齢		39.4	12.5	_	_
性別	男性	18	78.3	_	_
	女性	5	21.7	_	_
住居	自宅	17	73.9	18	78.3
	知人・友人宅	1	4.3	1	4.3
	更生保護施設	0	0.0		
	ダルク	3	13.0	3	13.0
	簡易宿泊所	0	0.0		
	その他	2	8.7	11	4.3
同居者	家族と同居	15	65.2	14	60.9
	家族以外と同居	5	21.7	4	17.4
	単身	3	13.0	4	17.4
	その他	0	0.0	11	4.3
就労状況	週4日以上働いている	11	47.8	13	56.5
	週4日未満働いている	1	4.3	4	17.4
	福祉的就労	0	0.0	0	0.0
	無職	11	47.8	5	21.7
	専業主婦 / 主夫	0	0.0	0	0.0
	学生	0	0.0	0	0.0
	その他	0	0.0	1	4.3
婚姻状況	未婚	10	43.5	9	39.1
	結婚している	2	8.7	2	8.7
	離婚	11	47.8	12	52.2
社会保障制度の利用	利用なし	18	78.3	14	60.9
	利用あり	5	21.7	9	39.1
	生活保護	4	17.4	6	26.1
	年金	0	0.0	2	8.7
	自立支援医療	3	13.0	6	26.1
	精神障害者保健福祉手帳	0	0.0	1	4.3
	その他	1	4.3	3	13
治療中の身体疾患	なし	15	65.2	17	73.9
	あり	8	34.8	5	21.7
	不明	0	0.0	1	4.3
	C 型肝炎	3	13.0	2	8.7
	HIV	0	0.0	0	0.0
治療中の精神疾患	なし	15	65.2	14	60.9
	あり	8	34.8	8	34.8
	不明	0	0.0	1	4.3
	物質関連障害	4	17.4	3	13
	統合失調症圏	1	4.3	0	0.0
	気分障害	5	21.7	1	4.3
	神経症性障害	1	4.3	0	0.0
	その他 (不眠等)	0	0.0	1	4.3
	わからない	1	4.3	3	13.0
自殺念慮・企図:生涯	なし	10	43.5	_	_
	念慮	9	39.1	_	_
	企図	4	17.4		
自殺念慮・企図:過去1年	なし	10	43.5	21	91.3
	念慮	3	13.0	1	4.3
	心思				
	企図	0	0.0	0	0.0

表 5 1年後調査実施者における薬物使用に関する属性(N=23)

		登録	録時	1 3	年後
		N/Mean	%/SD	N/Mean	%/SD
主たる薬物	覚せい剤	22	95.7	_	_
	大麻	0	0.0	_	_
	その他の違法薬物	0	0.0	_	_
	危険ドラッグ	0	0.0	_	_
	処方薬	0	0.0	_	_
	市販薬	0	0.0	_	_
	多剤	1	4.3	_	_
	その他 (シンナー)	0	0	_	_
逮捕回数:薬物事犯		1.6	1.1	_	_
保護観察の種類	全部執行猶予	4	17.4	_	_
	仮釈放	16	69.6	_	_
	刑の一部執行猶予	0	0.0	_	_
	仮釈放の後に刑の一部執行猶予 に移行	3	13.0	_	_
保護観察状況	保護観察終了	_	_	18	78.3
	保護観察中	_	_	5	21.7
治療プログラム:現在	なし	6	26.1	13	56.5
	あり	17	73.9	9	39.1
	不明	0	0.0	1	4.3
	精神保健福祉センター	0	0.0	2	8.7
	医療機関	1	4.3	0	0.0
	司法関連機関	15	65.2	3	13.0
	ダルク	3	13.0	4	17.4
	自助グループ	2	8.7	2	8.7
DAST-20 得点		11.6	4.5	_	-
	Low (0-5)	2	8.7	_	_
Intermed	liate (6-10)	6	26.1	_	_
Substa	ntial (11-15)	10	43.5	_	_
Sev	vere (16-20)	5	21.7	_	_

同意群43.4歳 (標準偏差10.5)で、同意群にお いて有意に年齢が高かった(p=0.003)。男性 の割合は、同意群225名のうち175名(77.8%)、 非同意群793名のうち640名(80.7%)であり、 2群間に性別の有意差は認められなかった。

保護観察の種類は、2群間で有意差が認 められた (p=0.012)。一部執行猶予以外で仮 釈放を与えられた者が、同意群66.7%、非 同意群70.4%であり、非同意群で多い傾向に あった。一部執行猶予で仮釈放が与えられ た者が. 同意群21.8%. 非同意群13.9%であり. 同意群で多い傾向にあった。どちらの群で

も仮釈放で保護観察を受けている者が8割 以上を占めていた。全部執行猶予は、同意 群8.4%, 非同意群13.2%であり、非同意群で 多い傾向にあった。一部執行猶予(実刑部分 執行終了した者)は、同意群3.1%、非同意群 2.5%であった。よって一部執行猶予に該当 する者は、同意群24.9%、非同意群16.4%で あり. 同意群に一部執行猶予該当者が多い 傾向にあった。

保護観察の転帰においても2群間に有意 差が認められた(p=0.006)。期間満了は、同 意群52.9%。非同意群62.8%であり、非同意

表6 1年後調査実施者における薬物のことも含めて相談できる人 (N=23)

		登金	录時	1 年	 E後
		N	%	N	%
一人もいない		3	13.0	3	13.0
相談できる人がいる		20	87.0	19	82.6
不明		0	0.0	1	4.3
相談相手	友人	14	60.9	14	60.9
	恋人	2	8.7	2	8.7
	隣人	2	8.7	1	4.3
	配偶者	1	4.3	1	4.3
	両親	5	21.7	4	17.4
	子供	3	13.0	2	8.7
	きょうだい	7	30.4	3	13.0
	上記以外の家族	1	4.3	0	0.0
	職場の関係者	3	13.0	3	13.0
	自助グループの仲間	3	13.0	2	8.7
	ダルク職員	2	8.7	2	8.7
	保護観察官	6	26.1	1	4.3
	保護司	9	39.1	2	8.7
	警察官	1	4.3	0	0.0
	医療関係者	1	4.3	1	4.3
	保健機関関係者	0	0.0	2	8.7
	福祉関係者・就労支援関係者	0	0.0	0	0.0

表7 1年後調査実施者における困りごと・悩み事(N=23)

		登錄	1 年後		
		N	%	N	%
なし		16	69.6	13	56.5
あり		7	30.4	10	43.5
	薬物のこと	5	21.7	0	0.0
	自分の健康	7	30.4	4	17.4
	経済的問題	8	34.8	6	26.1
	家族のこと	7	30.4	1	4.3
	友人のこと	3	13.0	1	4.3
	恋人のこと	3	13.0	0	0.0
	仕事のこと	6	26.1	4	17.4
	その他	5	21.7	4	17.4

表8 1年後調査実施者におけるQOL(N=22)

	登録時		1 年後			
_	N/Mean	%/SD	N/Mean	%/SD	t	р
自分の生活の質をどのように評価しますか?	3.2	0.81	3.1	0.89	0.39	0.70
まったく悪い	0	0.0	0	0.0		
悪い	4	18.2	5	22.7		
ふつう	10	45.5	11	50.0		
良い	7	31.8	4	18.2		
非常に良い	1	4.5	2	9.1		
ーニー 自分の健康状態に満足していますか?	3.0	1.20	3.4	0.95	-1.40	0.18
まったく不満	3	13.6	0	0.0		
不満	4	18.2	6	27.3		
どちらでもない	7	31.8	3	13.6		
満足	6	27.3	12	54.5		
非常に満足	2	9.1	1	4.5		

対応のある t 検定

表9 調査への同意有無による保護観察対象者の属性比較

	同意		非同意		
	(n = 225))	(n = 793)	3)	
	n/mean	%/SD	n/mean	%/SD	p ^a
年齢	45.7	10.0	43.4	10.5	0.003
性別:男	175	77.8%	640	80.7%	0.345
保護観察の種類					0.012
仮釈放者 (一部猶予者以外)	150	66.7%	558	70.4%	
仮釈放者 (一部猶予者)	49	21.8%	110	13.9%	
全部猶予者	19	8.4%	105	13.2%	
一部猶予者(実刑部分執行終了)	7	3.1%	20	2.5%	
保護観察の転帰					0.006
期間満了	119	52.9%	498	62.8%	
転居	5	2.2%	33	4.2%	
身柄拘束	0	0.0%	3	0.4%	
仮釈放又は刑の執行猶予取消し(再犯)	0	0.0%	8	1.0%	
仮釈放又は刑の執行猶予取消し(遵守事項違反)	2	0.9%	13	1.6%	
死亡	0	0.0%	2	0.3%	
仮釈放又は刑の執行猶予取消し(余罪)	0	0.0%	2	0.3%	
所在不明	0	0.0%	1	0.1%	
保護観察中	99	44.0%	233	29.4%	

a: t 検定またはカイ二乗検定

表10 VBP実施地域における保護観察対象者の転帰(平成29年時点)

	_	立川 多摩エリア)	(川崎市+)	黄浜 政令指定都市 時奈川県域)		届岡 [岡市)	î	合計	全国(参考値)
期間満了	53	94.6%	67	98.5%	39	100.0%	159	97.5%	4,176	92.8%
転居	2	3.6%	1	1.5%	0	0.0%	3	1.8%	-	-
仮釈放又は 刑の執行猶 予取消し	1	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%	301	6.7%
合計	56	100.0%	68	100.0%	39	100.0%	163	100.0%	4,498	

群で多い傾向にあった。同意群において. 身柄拘束. 仮釈放又は刑の執行猶予取消し. 死亡, 所在不明といった転帰は確認されな かった。また、保護観察中の者が同意群で 多い傾向があった(同意群44.0%. 非同意群 29.4%)

最後に、参考資料として、調査実施地域 における保護観察対象者の転帰を示してお く(表10)。集計済みの最新データが2017 年度中に保護観察を終了した者のデータで あったため、平成29年時点で調査を開始し ていた地域(東京都多摩地区、川崎市、神奈 川県域、福岡市)における転帰を法務省保護 局観察課に集計を依頼した。期間満了の者 が97.5%であり、転居(1.8%)や仮釈放又は刑 の執行猶予取消し(0.6%)は、ごくわずかで あった。参考として集計した全国における 保護観察終了時の転帰は、期間満了92.8%、 仮釈放又は刑の執行猶予取消し6.7%であり. 調査実施地域では期間満了の者が多く仮釈 放又は刑の執行猶予取消しが少ない傾向にあった。

Ⅳ 考察

本研究は、保護観察対象者の追跡調査 にあたっての情報収集を、守秘義務を担保 された地域側の機関で行い、しかも保護観 察終了以降の期間も含む比較的長期にわ たって実施するというものである。これま で保護観察対象者の転帰調査としては、法 務省関連機関で実施された. 再び逮捕され て刑事施設に服役することをアウトカムと した. いわゆる「再入調査」しか存在しな かった。その意味で、本研究は従来なかっ た画期的な研究デザインを採用したもので ある。さらに本研究は、調査を通じて保護 観察所と精神保健福祉センターとの連携関 係を深め、刑の一部執行猶予制度導入以 降、わが国喫緊の課題となっている、「薬 物依存症者地域支援体制の構築」に貢献す るアクション・リサーチとしての意義があ る。

もっとも、本研究は、2017年3月にプロジェクトを開始してから約2年弱の間に実施地域が4から11に増加したものの、現時点では1年後調査に該当する者が1割程度と少なく、多くの対象者が調査を開始してから1年未満であるという状況である。このため、現時点で長期的な転帰を議論することは困難である。ここでは、あくまでも

中間報告として, 現時点までに得られた結果に基づいて, 薬物依存症を抱える保護観察対象者の地域支援の課題に関して若干の考察を試みたい。

1. 本研究における保護観察対象者の特徴

本研究の対象者は、男性が約75%を占め、 年齢は約45歳で、最終学歴が中学卒業であ る者の割合が約55%であった。全国の有床 精神科医療機関で治療を受けている薬物関 連障害患者を対象とした調査(以下、全国病 院調査)¹⁰と比較してみると、本研究の対象 者と全国病院調査の対象者とは、年齢、性別、 ならびに最終学歴において同程度であるこ とが確認された。

しかしその一方で、本研究の対象者における主たる薬物の約95%が覚せい剤であったのに対し、全国病院調査の対象では約53%にとどまっていた。保護観察対象者は当然ながら規制薬物の使用・所持等の罪で起訴され保護観察に付されるため、対象者の多くが覚せい剤使用者であったと考えられる。また、本研究の対象者の約5割が就労していたが、全国病院調査の患者群で就労していたが、全国病院調査の患者群で就労している者は約2割にとどまっていた。さらに、本研究の対象者の7割近くは精神科治療を受けておらず、QOL項目の得点(得点範囲1~5)も平均値が3程度と、必ずしもQOLが悪い状態とはいえなかった。

以上から,本研究の対象者は,精神科医療機関で治療を受けている薬物関連精神障

¹⁰ 松本俊彦, 宇佐美貴士, 船田大輔, 村上真紀, 谷渕由布子:全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査. 平成30年度厚生労働科学研究費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)薬物乱用・依存状況等のモニタリング調査と薬物依存症者・家族に対する回復支援に関する研究(研究代表者 嶋根卓也)総括・分担研究報告書:75-141, 2019年.

害患者と比較し、覚せい剤使用者が多く. すでに就労し. 人間関係や社会生活が維持 され精神的健康が保たれている者が多い傾 向があると考えられる。

対象者の約8割は薬物のことを含め相談 できる相手がおり、経済的問題や仕事につ いて悩んでいる者がそれぞれ3割程度存在 した。治療プログラムを受けている者は7 割近く存在したが、そのうち半数は司法関 連機関のプログラムを受けており、医療機 関のプログラムを受けている者は約7%, 精神保健福祉センターのプログラムを受け ている者は約3%. ダルク利用者は約7%で あった。このことは、調査対象者の多くは、 保護観察開始当初は保護観察所で実施され る薬物再乱用防止プログラムのみを受けて おり、地域の関係機関で提供されるプログ ラムにつながっていない可能性を示唆する。 おそらく社会生活が維持され精神的健康度 が高い保護観察対象者の場合、医療機関や 精神保健福祉機関に対する支援ニーズが乏 しく, 仕事との兼ね合いから保護観察所以 外の治療プログラムに参加する時間的余裕 がないのであろう。

なお. 法務省保護局観察課から提供され たデータからは、本研究の対象者は、調査 に参加しなかった保護観察対象者とはいく つかの点で異なる特徴を持っていることが 示唆されている。本研究の対象者には刑の 一部執行猶予対象となった者が多く. した がって. 保護観察期間が長い者が多いと推 測される。

2. 薬物再使用状況

本研究では、調査開始から1年半後まで

の各調査時点における薬物再使用者の割 合が明らかにされている。3か月後調査時 点における薬物再使用者率は135名中8名 (5.9%). 1年後調査では、23名中3名(13.0%) であり、再使用者率は時間経過とともに増 加する傾向にあった。

さらに驚くべきことに、1年半後調査で は5名中5名(100.0%)に再使用が認められ た。この結果は、保護観察終了後にはわれ われの想像以上に薬物再使用が発生してい ることを示唆している可能性もある。その 意味では、薬物依存症者地域支援は、再使 用を前提として、それからいかにして生活 を立て直させるかが支援のポイントとなる のかもしれない。

もっとも、1年後調査該当者は全対象者 の1割程度であり、1年半後調査該当者は 5名と調査対象の母数が少ないことに注意 する必要がある。また、同じくカプランマ イヤー解析でも、生存時間の推定中央値が 540日(95%信頼区間:377.7-702.3)という結 果が出ているが、長期追跡者が少なく生存 時間の推定中央値95%信頼区間が広いため、 さらに長期追跡者のデータを追加し経過を みる必要がある。

ともあれ、わが国には、司法に関連した アウトカム (再犯率など)以外で薬物使用者 の長期予後を検討した研究はほとんど存在 しない。その意味でも、本コホート研究を 継続し3年後調査の対象者を一定数確保 し、薬物再使用率を確認することには重要 な意義があると考える。今後は長期追跡者 数を増やし、ログランク検定やコックス回 帰分析を用いて薬物再使用に影響する要因 を検討する必要がある。

3. 調査開始1年後における変化

現時点までの調査では、調査開始1年後 には、約8割の対象者が保護観察を終了し、 生活, 悩みごとや相談相手に一部変化が生 じていた。無職の者が2割程度まで減り. 7割以上が就労していた。一方で、生活保 護や年金. 自立支援医療の利用が増え、主 に無職の者において社会保障制度の利用が 進んだと考えられる。これは、精神保健福 祉センターという健康と福祉の両方を支援 する公的機関につながった結果とも考えら れ. 就労が難しい場合であっても適切な福 祉サービスを利用することで保護観察対象 者の生活の安定が図られていると考えられ る。調査開始から1年間に自殺念慮・企図 がなかったものが約9割を占め、精神疾患 の治療を受ける者の割合やQOLの状態も横 ばいであった。以上のことから、調査対象 者は、就労により生活再建を図り、もしく は福祉サービスを利用しながら比較的安定 した生活を送っていたと推測される。

困りごと・悩みごとを抱える者は増加し、 依然として経済的問題や仕事のことで悩む 者は多かったが、その一方で、薬物のこと で悩むものは皆無となっているのは注目す べき変化と思われた。さらに、薬物の問題 について相談相手がいる者全体の割合には 変化がなかったものの、相談相手として保 護観察官と保護司に相談する者が著減し、 しかも自助グループやダルク、医療機関を 相談先としてあげている者についても増加 が見られなかった。同時に、治療プログラ ムを受けている者についても、約7割から 約4割に減少していた。その背景には、保護観察終了に伴い保護観察所におけるプログラムを受ける者が約65%から約13%まで減ったこと、そして、新たに地域の任意の社会資源(自助グループ、ダルク、医療機関)にアクセスしている者がほとんどいないことが関係していると考えられた。

以上を総合すると、保護観察開始から時間が経過するにしたがって、薬物再使用者率は増えているにもかかわらず、対象者の意識のなかで薬物問題に対する支援ニーズが減じてしまうことを示唆している。いいかえれば、保護観察開始当初に地域の社会資源につながっていない者は、1年を経過しても新たにつながることをほとんど期待できないことを意味している。

しかしその一方で、少数ではあるが、1 年後調査時点で新たに精神保健福祉センターにつながり、同機関で実施するプログラムに参加する者も出現していた。このことは、本プロジェクトにより精神保健福祉センター側から対象者にコンタクトを資かれたすことで、対象者が地域の社会資源のアクセスを促進している可能性を示唆する。その意味では、本プロジェクトを国内各地によげるとともに、これまで以上に積極的にリクルートし、本プロジェクトに参加する対象者を増やすことは、保護観察から地域精神保健福祉的支援へのシームレスながりに貢献することになるだろう。

Ⅴ おわりに

本稿では,薬物依存症などの問題を抱える保護観察対象者を,地域の精神保健福祉

センターにおいて追跡しながら、保護観察 から地域支援へのつなぎを高めるアクショ ン・リサーチであるVBPを紹介するととも に、その中間的な結果について報告した。 その結果から推測されたのは、保護観察対 象者は保護観察開始からの時間経過に伴っ て再使用者率が高まるにもかかわらず、薬 物依存症に対する支援ニーズを失い. 回復 プログラムから遠ざかり、そして新たに社 会資源につながることもない. という実態 であった。さらに、保護観察終了後には. われわれの想像以上に再使用が発生してい る可能性も推測された。

その一方で、本研究では、精神保健福祉 センターは情報収集をかねて直接支援を提 供することで、数少ないつながりを作る社 会資源となる可能性も示唆された。あくま でも参考資料として提示した。2017年保護 観察対象者全国統計との比較では、本研究 に精神保健福祉センターが参加している地 域では、保護観察対象者のうち、仮釈放又 は刑の執行猶予の取消しにより保護観察が 終了した者の割合が低かった。VBPに参加 する対象者は全保護観察対象者の2割程度 にすぎないが、全例に地域の精神保健福祉 センターのパンフレットを渡しているとい う点では、実は全例に対して介入を行って おり、本研究を通じて保護観察所と精神保 健福祉センターとの連携が深まっている。 そのような活動が保護観察対象者の転帰に 何らかの影響を与えている可能性も否定は できない。

なお、本研究は2019年7月より対象地域 を17エリアに拡大し、研究期間をさらに3

年間に延長して継続されることが決定して いる。最終的な目標としてはVBPを国内全 域に拡充することで、薬物依存症者地域支 援に貢献することを目指している。

[謝辞]

本研究を進めるにあたって様々な調整や統計データを 提供してくださった法務省保護局観察課のみなさまに深 謝申し上げます。また、対象者のリクルートと情報収集 にご尽力いただいている. 調査実施エリアの保護観察所. ならびに精神保健福祉センターのみなさまにも深謝申し 上げます。

英ウタイトル

Development of the cohort study system for drug addicts on probation: The "Voice Bridges Project"

Toshihiko Matsumoto¹, Ayumi Takano^{1, 2}, Yosuke Kumakura^{1, 3}, Takashi Usami^{1, 4}, Eriko Ban^{1, 5}, Kazumi Kubota⁶

- Department of Drug Dependence Research, National Institute of Mental Health, National Neurology and Psychiatry
- 2. Department of Mental Health and Psychiatric Nursing, Tokyo Medical and Dental University
- 3. Department of Mental Health, Graduate School of Medicine, The University of Tokyo
- 4. Department of Psychiatry, National Center Hospital of Neurology and Psychiatry
- 5. Graduate School of Education, The University of Tokyo
- 6. Department of biostatistics, Graduate of medicine, Yokohama City University